

平成 29 年 6 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 29 年 6 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分～	
場所	さぬき市役所 3 階 301・302 会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第 1	諸報告	
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 号～4 号)
日程第 3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第 5 号～9 号)
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 10 号～13 号)
日程第 5	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 14 号～16 号)
日程第 6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 17 号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第 1 号)
日程第 7	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第 18 号～23 号)
日程第 8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第 24 号)
日程第 9	その他	
出席委員	1 塚原信雄 2 佐藤恭一 3 松岡 勝 (第 2 小委員長) 4 新田秀雄 5 半田祐規 6 小川義洋 8 石川智治 9 山根義夫 10 小松啓一 11 山津敬治 12 蓮井ㇿ子 15 菊川仁美 16 真部徳夫 17 砂川喜久男 18 小林憲一 19 野崎正博 20 近藤 勉 21 大山博美 22 山田茂樹 23 田中好秋 24 蓮池秋男 25 鈴木登美雄 26 田中健次郎 28 有馬 守 29 大塚ノ子 30 植松文士 33 笠井修一 34 十川隆行 35 寒川 巧 36 岩崎治樹(会長職務代理者) 37 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	7 芳竹和政 13 行梅義照 14 楠 豊 27 廣瀬良一 31 真部 茂 32 村瀬 昭	
事務局	藤井浩局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 佐藤仁美副主幹	
傍聴者	無	
※参考	平成 29 年 6 月 13 日 (火) さぬき市農業委員会小委員会	

議長（会長）	<p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。待ちに待った、雨が、今晚から降るそうです。池も少しは、潤うのではないかと思います。今朝、前山の方に行きましたが、前山ダムの水は、殆んどなくなり、あと1回か2回ぐらいの水ぐらいしか残っていないような状況でした。待ちに待った雨が降るようなので楽しみにしているのですが、皆さんは、いかがでしょうか。本日は、議題が多くありますので、只今から始めさせていただきます。進行にあたりましては、着席にて進行させていただきますことご了承ください。本日の出席は37名中31名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名委員の決定ですが私の方から指名致します。それでは12番蓮井委員、35番寒川委員、両委員さんよろしくお願ひします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。事務局より諸報告と致しまして、報告お願ひします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項に基づく通知について、第1号は農業廃止のため、利用権の中途解約、次に使用貸借の返還通知については、第1号は農業廃止、第2号は中間管理権の解約、第3号は、耕作不便・低生産地のため、第4号は、借り手の変更による利用権の中途解約について報告。</p>
議長（会長）	<p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について会長提出議案第1号から第4号を議題とし一括上程します。 事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号は、譲渡人の●●●●、●●●●●のため、譲受人の●●●●●の●●の案件で、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。</p> <p>議案第2号は、譲渡人の●●●●、譲受人の●●●●●の●●案件で、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。</p> <p>議案第3号は譲渡人の●●●●、譲受人の●●●●●の●●の案件で、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。</p> <p>議案第4号は譲渡人の●●による●●●●、譲受人の●●●●●の●●の案件で、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了致しました。本議案については、先日の小委員会で協議していますので、小委員長の報告を求めます。</p>

松岡勝委員	それでは、報告致します。去る6月13日に小委員会において審議を致しました。農地法の3条ですけれど、1号議案から4号議案については、譲受人の●●●●●●●●の案件であり、●●●●●●●●を伴うものであり、下限面積を満たしているものです。小委員会としては、認めてもいいという意見となりました。よろしくお願ひします。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。 議案第1号から第4号について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第4号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第4号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 非農地証明願ひについて、会長提出議案第5号及び第9号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明案件は5件あり、面積にして10,301㎡17筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第5号は、現状は昭和50年頃から約40年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願ひ事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第6号は、現状は平成元年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願ひ事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第7号は、現状は昭和39年頃から約50年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願ひ事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第8号は、現状は平成8年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願ひ事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第9号は、平成10年頃から農業資材、機材等の保管場所のための倉庫として利用しているもので、これも市非農地証明願ひ事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案についても先日の小委員会で現地確認等を行っています。小委員長の報告をお願いします。

松岡勝委員	非農地証明願についてですが、事務局の説明を受け、13日に現地確認しました。5号、6号、7号、8号議案ですが、山林化しており、非農地として認めてもよいとなりました。9号議案ですが、資料のとおり農業用資材等の保管倉庫であり、非農地として認めてもよいとなりました。よろしくお願いします。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。会長提出議案第5号から第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第5号から第9号につきまして、お諮りします。議案第5号から第9号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号から第9号について原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について会長提出議案第10号から第13号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第4号案件は4件あり、面積にして10,349㎡4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第2種農地判断です。転用目的は●●及び●●●●、●●●、無断転用で併せ利用地があります。周辺への影響は無いものと判断されます。申請地は旧●●●の案件で、水利組合、関係団体の調整は整っています。立地基準及び一般基準を満たしたものと判断されます。</p> <p>議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第2種農地判断です。転用目的は●●●、無断転用で併せ利用地があります。周辺への影響は無いものと判断されます。申請地は旧●●●の案件で、水利組合、関係団体の調整は整っています。立地基準及び一般基準を満たしたものと判断されます。</p> <p>議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第1種農地判断です。転用目的は●●●●、無断転用で併せ利用地があります。周辺への影響は無いものと判断されます。申請地は旧●●●の案件で、水利組合、関係団体の調整は整っています。立地基準及び一般基準を満たしたものと判断されます。</p> <p>議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第2種農地判断です。転用目的は●●●の●●●●で併せ利用地があります。周辺への影響は無いものと判断されます。申請地は旧●●●の案件で、水利組合、関係団体の調整は整っています。立地基準及び一般基準を満たしたものと判断され</p>

ます。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。
尚、本議案についても先日の小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長の報告を求めます。

松岡勝委員 農地法第4条に基づく申請審議ですが、議案第10号は、後にして、先に議案第11号、12号、13号の報告をします。議案第11号ですが、●●への●●●です。無断転用是正であり、問題ないということになりました。議案第12号ですが、第1種農地ですが、自宅の隣接地に●●●●●を建てております。無断転用ですが、●●●●●であり、始末書も添付されており、認めることとしました。議案第13号ですが、●●●の●●●●●であり、問題ないということになりました。3件についてよろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 小委員長の報告が終わりました。議案第11号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

新田秀雄委員 小委員長から問題なしと報告がありましたが、問題ばかりでしょ。

松岡勝委員 無断転用の是正ということで申請されている。

新田秀雄委員 是正といっても出してきたから言っている話でしょ。事務局は、受付の時にどのような指導をしているのか。なんでもかんでも受付していいのか。第12号は、第1種農地でしょ。●●さんの1種農地が247㎡あったのか。どうということなのか。

松岡勝委員 現地を確認して、本宅の南側が第1種と言われました。

新田秀雄委員 申請地の247㎡だけか。

岩崎治樹委員 それから南にある。

新田秀雄委員 南ってどこ。

岩崎治樹委員 ピンクの下。

新田秀雄委員 これきれとるがな。

岩崎治樹委員 私も見に行きましたが。

新田秀雄委員 これ地番が違うでしょ。

岩崎治樹委員 接続は、水路があつて、昔、基盤整備した時、なぜ換地で除けなかったのかなあとお思いまして。

新田秀雄委員 下側の白い●●●●番も第1種農地か。

岩崎治樹委員 これも1種農地です。

新田秀雄委員 こんな出し方できるのか。これ今の●●●●番●というのは、この間でこれだけ247㎡が別になっているのですね。当然、公図でこう切れているのだな。

岩崎治樹委員 私の想像ですが。

新田秀雄委員 想像でものを言つてはいけない。

岩崎治樹委員 なぜこの時に、基盤整備の換地で除けなかったのかなと思う。

新田秀雄委員 これ止むを得ないでないだろう。

松岡勝委員 どういう条件でしたのか、何年頃したのか、●●地区の方でしたことなので、全然わからない。見に行つて現実に建っています。聞いてみると第1種農地ということで、ここの地区の担当の方は誰ですかというのと、岩崎委員さんということなので、少し説明があつたのですが、はっきり言つて詳しいことは、分かりません。

新田秀雄委員 4条は3件とも無断転用ですよ。

松岡勝委員 10号から13号までは、無断転用です。

新田秀雄委員 先月もあつたけれど、こういう問題を積み残してペナルティを付けた案件があるが、ああいうやり方を単純に簡単にするからこういう問題が次々出てきて、議案として受付をしなければならなくなるのではないのか。無断転用というのは、あなた会長どう思つているのか知らないが、農業会議で委員さんが全ていいですというのですか。あなた何のために農業会議に行つているのか。毎月行つているでしょ。報酬だけ貰つたらいいというものではないでしょ。言うことを言つてきちんと通してもらわなければ困る。これだつて、審議する前に県が調査入つているでしょ。どのような指導があつたのか。ええわええわと県の指導か。農政課の。毎月、農政課入つているでしょ。

議長（会長） 面積の小さいものについて、農政課は来ていない。

新田秀雄委員 大きいのは、来ているでしょ。

議長（会長） 大きいものは来ています。

新田秀雄委員 だけどそれ議案書を見ているでしょ。

議長（会長） 見えています。

新田秀雄委員 見ているでしょ。面積が小さいからいいでしょという話ではないでしょ。面積が小さいから認めるということではないでしょ。そこらへんきちんとしないといずれにしても、今の農業委員さん来月、首になっていなくから、かまわないものですが、だけどそれは、積み残しになるでしょ。あなたが、どう思っているかわかりませんが、きちんとしなければ、後々困ると思いますよ。始末書が出てきてどのような指導したのかわかりませんが、これ絶対ありえないことですよ。これ後から、中身の説明がないが、10号は5年か8年前に現地を見に行ったことがある。これやってもものすごいわのう。何千平米もあれかえ。ふふ。9900㎡も1町に近い無断転用での。それは、まだ議案になっていないがそこらをどなんするんな、小委員長あなた報告しにくいと思うが。他の案件で無断転用があったら、全て条件付で認めないと具合が悪くなるのかな。これ、局長どのような指導をしているのか無断転用を局長。

藤井事務局長 今回の案件につきましては、過去の無断転用の是正でございまして、その当時からです、農業委員会のほうでも、おそらく指導されてきたものだと知っております。ようやく今回このタイミングで提出されたものを受けた。そして、農政課による農地転用指針に基づいて照らし合わせたところ、こういう形で今回だしていくと。ただ、あのですね、無断転用をひとつずつ是正していくことが、無断転用の解消の一步を認識しております。

新田秀雄委員 解消の一步といってもね。この間、●●地区の方から相談があった。マルナカの駐車場の真ん中。2反8畝。あれは、所有者が亡くなっている。あれは、どうするのですか。まだ出てきてはないけれど。

議長（会長） あの議案以外のことは、ちょっと控えて下さい。

新田秀雄委員 いやいや。そしたら後で答弁するのですか。

議長（会長） え。

新田秀雄委員 後で答弁するんやな。

議長（会長） 後ですのなら結構です。

新田秀雄委員	いやいや、あなたがするのですね。
議長（会長）	え。
新田秀雄委員	あなたがするのですね答弁を。
議長（会長）	私が。何をするのですか。
新田秀雄委員	そういう問題をどうするのかということですよ。
議長（会長）	議案以外は、ちょっと待って下さい。
新田秀雄委員	待つがな。後で答弁できるやな。
議長（会長）	はい。
新田秀雄委員	よしそれでええ。
議長（会長）	他にございませんか。
近藤勉委員	すいません。先ほどから無断転用の解決について、いかんいかんと意見が出ていますが、目の前の問題として、無断転用の解決としてどのような方法がありますか教えてくださいののですが。
全委員	・・・(無言)
近藤勉委員	私の言っていることが分かりますかね。
小川義洋委員	どのような処置をすればよいかということでは。無断転用が出てきたとして。
近藤勉委員	これは、仕方のないことでは。そういう解決ではだめだとは思いますが。
野崎正博委員	農地法で無断転用していることは、違反のことです。税金は、現況課税で地目が農地でも宅地並みで課税されているのでこれは、分かります。農地法の違反は、これはだめですとだけで罪も罰金もないから皆がするでしょ。罪があったらしないでしょ。
近藤勉委員	するとかしないとかの以前の問題でしょ。一般の人で無断転用ということは、分からないでしょう。
野崎正博委員	勉強不足です。

近藤勉委員	税金の問題は別として。ずっと前から無断転用の言葉を乱用していますがね。
議長（会長）	近藤委員マイクを使用して発言をお願いします。
近藤勉委員	いや、私のいうことは以上です。
議長（会長）	それでは、会長提出議案第11号から第13号につきまして他に質疑等ありませんか。
全委員	なし。
議長（会長）	それでは、議案第11号から第13号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第11号から第13号について原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして議案第10号です。小委員長の報告をお願いします。
松岡勝委員	農地法4条の第10号ですが、面積が9900㎡あります。13日の午後1時から小委員会において、異例ではありますが、代表者は手術のため欠席でしたが、息子さんの奥さんと申請者から依頼を受けている業者の方に出席してもらい、聞き取り調査をしました。工事着手は、昭和40年頃ですが、話があったのは、昭和39年頃の後半と聞いております。国の政策によって、果樹と酪農の拡大を目指しておりました。旧●●●でも複数の酪農がありました。その中で今回、上がってきているのが、●●●●でございます。第一次構造改善事業として、町が間に入り、みろくの羽鹿池の奥で、酪農を取り組むこととなりました。酪農施設と休憩所を建築し、最初は、30頭ぐらいで始めました。搾乳をしながら、周りの放牧地で放牧し、北海道でよく見られる酪農のような感じでした。代表者の●●さんですが、当時は高校生で詳しい状況は、分からないようです。現在まで至っている建物は、登記ができていません。平成25年の時に無断転用であるのが分かり、業者に依頼し、是正する手続きを行うようにしました。手続きを進める中で、いろいろな点で、問題が生じ、法務局や県と協議しました。そして、分筆登記を行い、結果として、9900㎡となりました。周りは、放牧地として残っています。
笠井修一委員	無断転用は、いつ頃からなのか。

松岡勝委員	無断転用は、できた頃からです。
笠井修一委員	40年からか。
松岡勝委員	だいたい50年以上経っています。 その当時、旧●●●が間に入って造成をしています。登記ができてないまま現在まで至っている。本人も当時のことは、分からず手伝い程度のことしかしておらず、登記等については、一切わからないとのことである。平成25年に初めて分かり、無断転用の是正を進めたものである。書類については、法務局や県との協議によりあがってきているものである。午後3時過ぎまで、審査したが、最終的な結論には至っておりません。
有馬守委員	登記は、●●●●さんになっているのか。
松岡勝委員	●●●●で理事が●●●●さんである。
有馬守委員	法人になっているのか。
松岡勝委員	組合法人である。
有馬守委員	市の借地ではないのか。市が造成したと話があったが。
松岡勝委員	旧●●●が、間に入って造成をした。
有馬守委員	すぐに渡したのですか。
松岡勝委員	造成ができてから渡したのだと思います。支払が昭和42年か43年頃から支払いが始まったそうです。当時は、支払に一生懸命だったそうです。
野崎正博委員	一点いいですか。47年か48年頃前に造成して事業を始めたのですね。平成25年に法人化しているが、その時に無断転用があるのを分かっているのに法務局とか県は許可をしたのですか。法人化する時に問題にならなかったのですか。
松岡勝委員	その時に無断転用があることを指摘されて、業者に依頼しました。できるまでに2年近くかかっているようです。
野崎正博委員	今、法人化できているが、法人化する時に無断転用があるのに法人化できたのか。
松岡勝委員	事務局どうですか。平成25年にできているとなっていますが。

新田秀雄委員 これ当初は、●●●●の災害の土砂を持ってきている。災害の土砂を搬入している。

議長（会長） 災害ですか。

松岡勝委員 それは、私、全然分らないです。

新田秀雄委員 ●●●●が土砂を運んだ時に●●●●が出てきた。

議長（会長） 整地ではなく土砂を持ってきたの。

新田秀雄委員 51年災害だと思う。

笠井修一委員 51年に災害があったと思う。

新田秀雄委員 土砂の処分ができないような状況だった。

議長（会長） ●●●●●のしているような感じですか。

新田秀雄委員 そうです。

寒川巧委員 いいですか。参考に意見として聞いていただきたい。昭和37、38年から40年にかけて、国が酪農をすごく奨励したと思います。牛や豚等を飼いなさいと奨励していた。当時、●●●●町も国の奨励により進めていたと思います。その時の組合は、草地組合で始めていたようである。その時、大一牧場もあったようですが、小さい牧場で営んでいた。草地組合は、高齢化により、組合を脱退して組合員がいなくなった。その後、●●●●が引き継いで、合併して、整理をしている状況です。大きな宅地ではありますが、当時は、手続きはしなくもよかったようです。それを今回、平成25年に指摘があったので是正をしている。これは、無断転用で、農地が少なくなるのは、農業委員としては、残念ですが、是正は必要ということで、苦勞しながら手続きをしているようです。無断転用であります。これらの事情を考慮すると止むを得ないかなと思います。本人は、無断転用では、ないと思っているかもしれませんが、国が奨励して行ってきたものであり、草地組合として取り組んできたものであるから。しかし、今は、法律が変わり無断転用の扱いとなる。私たちも非常に分かりにくいと思いますが、困っている問題もあります。これを是正しなければならない。課税対象になっているが、これを法律に基づいて是正しているのが現状です。大きな面積でも止むを得ない。これは、旧●●●●時代の方がご存知だと思う。旧●●●●が奨励した。旧●●●●も奨励してきた。これは、どこの町でも同じだと思います。その是正を●●●●がやっている訳です。私もいろいろ調査と研究をしました。大変ですが、是正は必要だと思います。私は、無断転用であります。皆で

認めてもよいのではないかと考えています。反対の方は、意見を言っていていいのではないのでしょうか。

議長（会長） 他にありませんか。

全委員 発言なし。

議長（会長） それでは、会長提出議案第10号について、お諮りします。ご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、会長提出議案第10号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長（会長） 日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第14号から第16号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 今回の第5条案件は3件あり、面積にして2,333㎡3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。
議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。
議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。
議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。尚、本議案についても先日の小委員会にて現地確認等を行っておりますので、小委員長のご報告を求めます。

松岡勝委員 第14号ですが、子息が●●●●を建てるものです。問題ないです。第15号ですが、無断転用の是正であっております。第16号は、●●●●への転用案件です。小委員会では、いずれも問題ないと意見が一致しました。

議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。会長提出議案第14号から第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第14号から第16号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第14号から第16号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第17号を上程致します。事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の6, 7ページをご覧ください。個人が8件、法人が2件、中間管理機構が8件となっており、合計で18件でございます。18件の内、新規が12件、再設定が6件でございます。権利の種類ですが、賃貸借権が6件、使用貸借権が12件でございます。なお、賃貸借権の内訳としまして、現金20,000円が1件、8,000円が1件、5,000円が2件、3,000円が2件となっています。なお、期間は、10年が3件、6年が6件、5年が2件、3年が7件の計18件です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。 尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第17号について、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。

して見ました。また、21号については、●●●●、●●●●であり、周辺に影響
ないか確認しました。18号については、●●●●の●●●と●●●の兼用であり、●
●●●としても必要があると思います。20号については、小高い山のような所で
あり、周りには影響ないと思われます。21号の●●●●については、周りに影
響しないのでいいのではないかと考えられます。今回の案件については、●●で1
件、●●で1件、●●で3件、●●で1件ありますが、全て認めることで意見
が一致しました。

議長（会長） 運営委員長の報告が終わりました。会長提出議案第18号から第23号につ
きまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 発言なし。

議長（会長） それでは、議案第18号から第23号についてお諮りします。ご異議ござい
ませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第18号から第23号を原案のとおり認めることと致し
ます。

議長（会長） 日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第24号を議
題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。
●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●●●●●番地、平成●●年●月●日に
設立されており、営農類型は、水稲、麦、です。詳しくは、別紙農業経営改善
計画認定申請書をご覧ください。

継続に基づく農業経営改善計画の説明。

●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●●●●●番地、平成●●年●月●日
に設立されており、営農類型は、水稲、麦、大豆です。別紙農業経営改善計
画認定申請書をご覧ください。

継続に基づく農業経営改善計画の説明。

●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●●●●●番地●●、平成●●年●
月●日に設立されており、営農類型は、水稲、麦、キャベツ、作業受託です。
別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

新規の農業経営改善計画の説明。

●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●●●●●番地、平成●●年●月●日に設
立されており、営農類型は、青ネギ、キャベツ、ブロッコリー、麦です。別紙
農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

変更の農業経営改善計画の説明。

議長（会長）	事務局の説明が終了いたしました。本議案については先日の小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願いします。
松岡勝委員	4件について、審査したところ小委員会としては、問題ないということになりました。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。議案第24号について質疑等がありましたら発言認めます。
菊川仁美委員	1番、2番ですが、平成19年に設立して、5年に1回の更新と思いますが、今回2回目となっているようですが、2番ですが平均年齢が80歳を超える方が過半数いるようです。経営内容とかの審査はしているようですが、後継者等を含め年齢についての審査はないのですか。今後、法人として継続していけるのか、不安に思うところがある。
事務局	平成19年に設立したところが殆どであり、当事者は、世代交代をできていないことを実感している。法人の会の時に、県やJAから後継者問題は出ている。経営の内容について、申告しなければならず、毎年、簿記記帳等、普及センターの指導を受けながら経営している。作付けについては、作付け作物による収入とか、作付け補助金状況等の情報を得ながら経営している。どの法人の代表者についても、しっかりしている方である。また、役員の方もしっかりしている方である。その方々を含め高齢化しているが、次世代の育成を課題に経営に取り組んでいるところである。
菊川仁美委員	経営審査の際、後継者育成の計画も記載して、経営改善計画をたてることが、大事であると思いました。
大塚ノブ子委員	農事組合法人の平砕のはだか麦の計画が5年後、面積が増えて、生産量が減っていますが、どうしてですか。
事務局	間違いです。訂正をします。
議長（会長）	他にありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第24号についてお諮りいたします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。

議長（会長） 本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他で先日開催されました運営委員会の報告について、運営委員長より報告をお願いします。

寒川 巧委員 農地利用最適化推進委員の選考について審査しました。応募28名に対し33名でしたので、採点をして、28名を決定しました。その結果、5名の不採用となりました。不採用地域は、津田鶴羽1名、大川富田東・田面1名、志度1名、寒川神前1名、長尾造田南1名の計5名が不採用です。

次に農地パトロールですが、新しい農業委員になってからですが、図面等ができて、8月の下旬に実施することとしております。新しい委員で決めたらいいのですが、間に合わないので、先に決めました。

次に女性フォーラムですが、今回、石田高校の校長先生も変わったので、内容を変更することで計画しております。松原会長と蓮井委員が石田高校の方と打合せをしており、女性フォーラムではないですが、認定農業者も参加することなのでフォーラムという形で、開催することで計画しています。

議長（会長） 以上をもちまして、平成29年6月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をいただきお礼を申し上げます。

（15時30分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・30名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 2 番

署名委員 3 5 番